

板橋区土木部「週休2日制確保工事」実施要領

1 目的

本要領は、「完全週休2日制」の実現を目指す取組である「週休2日制確保工事」について、板橋区が発注する土木部所管の工事における「週休2日制確保工事」の実施の流れ、提出資料等を定めたものである。

2 対象工事

原則、板橋区土木部所管のすべての工事を対象とするが、以下の工事は対象外とすることができる。

- (1) 単価契約工事
- (2) 本要領3に定める対象期間が30日未満の工事
- (3) 緊急対応を要する工事
- (4) 工事内容及び施設の実状等により対応が困難な工事

3 用語の定義

(1) 現場閉所

対象期間^{注1}において、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事業所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所を閉所したと認められる日が4週8休以上^{注2}ある状態をいう。

注1:対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間(請負者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等)は含まない。

注2:4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

(2) 交替制

工事内容及び施設の実情等により「現場閉所」が馴染まないが発注者が認めた工事で、対象期間^{注1}に技術者及び技能労働者^{注2}がそれぞれ4週8休以上^{注3}の休日確保する体制を整えたと認められる状態をいう。

注1:対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保出来ている状態とする。また、施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、発注者及び請負者間の協議で対象期間について適宜設定するものとする。

注2:技術者及び技能労働者とは、施工体制台帳上の元請及び下請技術者等が対象となる。

注3:4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の平均休日数の割合(以下「休日率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

※ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日または休日についても、現場閉所または休日日数に含め

るものとする。

4 工期の変更

工期の変更理由が以下の(1)～(3)に示すような請負者の責によらない場合は、工期の変更を行う。

- (1) 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
- (2) 工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合
- (3) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

5 業務の流れ

(1) 工事発注時

発注者は、本要領2により週休2日制確保工事を選定した上で、当初設計時に4週8休として経費の補正を行い、起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が週休2日制確保工事である旨を記載する。

(2) 工事契約時

請負者は、週休2日制確保工事である旨を施工計画書に明記する。

なお、「交替制」の場合は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況の証明方法についても具体的に明記する。

(3) 工事施工時

- ① 請負者は、広報板に「週休2日制確保工事」である旨を記載する(別添1)。
- ② 請負者は、現場閉所を行う時は、事前に週間工程表や電子メール等で東京都板橋区契約事務規則第46条に定める監督員に報告する。

(4) 最終変更時

① 現場閉所

請負者は、工事完了日確定後速やかに、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」(別添2)を作成し、発注者へ報告する(報告様式は「様式甲第10号」)。

発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、4週8休未満であった場合は補正係数を除した変更とする。

② 交替制

請負者は、工事完了日確定後速やかに、技術者及び技能労働者の休日確保状況結果が確認できる「休日確保状況報告書」(別添3)を作成し、発注者へ報告する(報告様式は「様式甲第10号」)。

休日確保状況報告書の提出時には、技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する。また休日率は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数と対象期間日数から算出する。

発注者は、技術者及び技能労働者の休日確保状況を確認し、4週8休未満であった場合は補

正係数を除した変更とする。

6 留意事項

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者における現場閉所状況または技術者及び技能労働者の休日率の確認については、各工事単位で行うものとする。

7 適用

この要領は、令和6年11月21日以後に起工し、公告等を行う工事に適用する。

広報板記載例

必ず記載

道路補修工事のお知らせ

週休2日制確保工事

日頃、板橋区の土木行政にご理解とご協力いただき、ありがとうございます。

この度、下記案内図の道路において舗装の改修工事を行うこととなりました。

工事期間中は、近隣の皆様には、騒音・振動・車両の出入りでご迷惑をおかけすることと思いますが、車の通行、歩行者の安全に十分注意して、早期に工事が完了するよう努め施工いたしますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、お気づきの点がございましたら、下記へご連絡ください。



工 事 件 名	道路補修工事(62)
工 事 場 所	板橋区西台一丁目17番地先
工 事 期 間	令和6年3月25日から令和6年6月22日まで 昼間施工
工 事 概 要	舗装工(車道・厚55cm) A=751㎡ L形側溝工 L=97m
工事担当事務所	板橋区 北部土木サービスセンター 担当監督員：北部 一郎 板橋区新河岸一丁目9番8号 TEL:03-5398-1251
請 負 者	見本工業株式会社 板橋区板橋二丁目66番1号 TEL:03-3579-2541 現場代理人 見木 一 緊急連絡先 070-0000-0000

本工事は、「完全週休2日制」の実現を目指す取組である「週休2日制確保工事」です。

可能な場合は記載

- ・週休2日制確保工事に関する部分以外は例であり、このとおり作成する必要はない。
- ・フォント、文字の大きさ等に変更してよい。

対象期間日数 日
4週8休以上となる日数※ 日 ※対象期間日数×28.5%(8日/28日)(小数点以下切り下げ)
現場閉所日数 日

凡例	工	工期(対象期間)		別添2
	一	一部一時中止期間		
	中	全部中止期間		
	製	工場製作期間	作	作業日
	年	年末年始休暇期間	休	現場閉所日
	夏	夏季休暇期間	天	天候等の予定 外休日
	他	その他対象外期間		

[illegible][illegible][illegible][illegible]

%

[illegible]

※必ず検算すること。